

IV. 消費者行政担当部署の配置、事務分掌

IV-1 消費者行政担当部署の配置状況

(1) 概況

消費者行政の担当部署については、平成27年4月1日現在、ほぼ全ての都道府県と政令市において、専管部署が設置されている。市区町村（政令市を除く。）においては、437自治体（25.4%）が専管部署を設置している。

(2) 消費者行政を専ら担当する部署（専管機構・組織）の設置状況

平成27年4月1日現在

		自治体数	割合	
全 体	専管部署無し	1,290	71.8%	
	専管部署有り	部局レベル	1	0.1%
		課レベル	157	8.7%
		室レベル	57	3.2%
		係レベル	291	16.2%
		合計（団体数）	506	28.2%
都道府県	専管部署無し	1	2.1%	
	専管部署有り	部局レベル	1	2.1%
		課レベル	18	38.3%
		室レベル	5	10.6%
		係レベル	22	46.8%
		合計（都道府県数）	46	97.9%
政令市	専管部署無し	1	5.0%	
	専管部署有り	部局レベル	0	0.0%
		課レベル	11	55.0%
		室レベル	3	15.0%
		係レベル	5	25.0%
		合計（政令市数）	19	95.0%
（政令市を 除く） 市区町村	専管部署無し	1,284	74.6%	
	専管部署有り	部局レベル	0	0.0%
		課レベル	127	7.4%
		室レベル	48	2.8%
		係レベル	262	15.2%
		合計（市区町村数）	437	25.4%
一部事務組合・ 広域連合	専管部署無し	4	50.0%	
	専管部署有り	部局レベル	0	0.0%
		課レベル	1	12.5%
		室レベル	1	12.5%
		係レベル	2	25.0%
		合計（団体数）	4	50.0%

IV-2 事務分掌の規定状況

(1) 概況

消費者行政に係る事務分掌については、平成27年4月1日現在、市区町村では1,552自治体（90.2%）において規則等に規定されている。

(2) 市区町村（政令市を除く。）における事務分掌を規定している自治体数

各年4月1日現在

	(参考) 平成25年 規程率	平成26年			平成27年		
		規定して いる 市区町村	規定率	(参考) 市区町村 数	規定して いる 市区町村	規定率	(参考) 市区町村 数
30万人以上	100.0%	64	100.0%	64	64	100.0%	64
20万人以上30万人未満	100.0%	50	100.0%	50	50	100.0%	50
15万人以上20万人未満	100.0%	50	100.0%	50	48	100.0%	48
10万人以上15万人未満	95.3%	103	97.2%	106	103	97.2%	106
7万5千人以上10万人未満	97.8%	91	98.9%	92	93	98.9%	94
5万人以上7万5千人未満	96.7%	178	97.3%	183	170	96.6%	176
3万人以上5万人未満	95.4%	225	94.1%	239	229	95.0%	241
2万人以上3万人未満	90.6%	140	90.9%	154	144	90.6%	159
1万人以上2万人未満	86.6%	257	86.8%	296	252	86.0%	293
1万人未満	82.3%	401	82.3%	487	399	81.4%	490
市区町村全体	90.5%	1,559	90.6%	1,721	1,552	90.2%	1,721

※ 広域連合及び一部事務組合を除く。